eラーニングコースに係る「実施日を特定されている科目」の振替について

1　「実施日が特定されている科目」を欠席した受講者に対する振替対応について

「実施日が特定されている科目」については、受講者が欠席する場合は必ず事前に（やむを得ない場合は欠席後速やかに）「欠席・遅刻・早退・欠課届」（以下「届」という。）を提出させるとともに、受講者と個別で調整を行い、対面指導以外については可能な限り振替対応を行ってください。やむを得ない理由がある場合を除き、対面指導は翌週の対面指導日までに、その他の科目については速やかに振替を実施してください。

届の理由欄には欠席した科目名を記載するようにさせてください。（記入例「就職面接のため、10回目の対面指導を欠席します」）

また、一部の科目については、振替にあたって講師手配やスケジュール調整等が難しいことが想定されるため、当日の訓練内容を録画しておき、録画した映像を欠席した受講者に視聴させることで振替を実施したとみなして差し支えありません。ただし、録画した映像で振替を実施する場合は、必ず当該受講者が欠席した当日の映像を視聴することとしてください。（過去の同一カリキュラムのコースであっても、過去コースの映像を視聴させることは認められません）

録画した映像による振替が認められる科目と認められない科目については、下記表をご確認ください。

録画視聴による振替が可能な科目	録画視聴による振替が不可の（別日に再度実施する必要がある）科目
開講式	対面指導
オリエンテーション	キャリアコンサルティング
職業人講話※	職場体験
職場見学	企業実習
集団形式で行う就職支援	成績考査
修了式	

※　日時を定めて通所もしくは同時双方向の通信により実施する場合。

2「実施日が特定されている科目」を遅刻・早退・欠課した受講者に対する振替対応について

「実施日が特定されている科目」については、受講者が「遅刻・早退・欠課」（以下「遅刻等」という。）する場合は必ず事前に（やむを得ない場合は遅刻等後速やかに）届を提出させるとともに、受講者と個別で調整を行い、対面指導以外については可能な限り振替対応を行ってください。振替については、遅刻等により受講できなかった時間数のみ行うことで差し支えありませんが、やむを得ない理由がある場合を除き、対面指導は翌週の対面指導日までに、その他の科目につい

ては速やかに実施できなかった時間数分の振替を実施してください。

届の理由欄には遅刻等した科目名を記載するようにさせてください。(記入例「就職面接のため、10 回目の対面指導を 10 分間遅刻しました」)

録画した映像による振替の取り扱いは、上記 1 をご確認ください。

3　録画視聴による振替を実施する場合の注意点等について

録画した映像を受講者に視聴させることにより振替を実施する場合は、以下の①②のいずれかの方法で実施してください。

いずれの方法でも受講者が録画データを視聴した時間については、受講時間として取り扱うため、受講時間管理は適切に行ってください。(受講時間上限は推奨訓練日程計画表に記載された時間数となります)

① LMS 上に録画データをアップロードし、欠席者に任意のタイミング視聴させる方法

当日の訓練内容を録画したデータを、ユニット教材と同様に LMS 上にアップロードし、受講者に視聴させる方法です。受講者が録画データを再生した時間を確実に LMS 上で記録・管理できる必要があります。

また、受講者から質問があった際は速やかにメール等で対応を行い、確実に返答してください。

②　日時を指定して同時双方向の通信により配信する方法

LMS 上にデータを掲載せず、録画データを同時双方向の通信により配信を行い、視聴させる方法です。

受講時間の管理については、受講者のカメラとマイクをオンにさせて視聴させた上で、訓練実施機関の担当者が受講者の受講状況を適宜確認し、受講時間として記録してください。

また、受講者から質問があった際は速やかにメール等で対応を行い、確実に返答してください。

※オリエンテーションについては、訓練受講にあたっての注意事項を周知するものであることから、オリエンテーション資料については速やかにメール等で提供するとともに、録画データの視聴についても、上記①の方法で実施する場合は視聴期限を設けて速やかに視聴させる、上記②の方法で実施する場合は直近に配信する等、できるだけ早急に受講者が視聴できるように対応してください。

4　e ラーニングコースの職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）支給要件について

e ラーニングコースにおける給付金の支給要件として

・「実施日が特定されている科目」について、受講すべき時間数をすべて受講していること、

を満たす必要があります。

そのため、対面指導やキャリアコンサルティングを含む「実施日が特定されている科目」につ

いて、受講者が当該科目を当日欠席・遅刻・早退・欠課したものの、振替により全ての計画時間数を受講した場合は給付金が支給されますが、振替による受講が確認できず計画時間数が満たなかった場合は、給付金は不支給となります。